

オープン病院を開設する医師会又は歯科医師会 (法人)に係る医療保健業の非課税措置に関する 厚生労働大臣の証明

- ・ 一般社団法人（非営利型）である医師会又は歯科医師会で、いわゆるオープン病院を開設する法人が行う医療保健業を、収益業務の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第5条第6号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要となります。
- ・ 近畿厚生局では、当該税制措置を受けようとする法人から当該年度書類の提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行します。（書類等は、特に記載が無ければ写しで可）

○証明申請に必要な書類

①証明申請書（様式1-1）

②証明申請書の別紙 2部

③要件毎の添付書類

●厚生労働大臣が証明する基準

1. 収入要件（平成20年厚生労働省告示第297号第1号）

（全体） $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}+\text{⑦}+\text{⑧}+\text{⑨}}{\text{⑩}}$ が6割を超えること。

- ① 社会保険診療に係る収入金額
- ② 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬
 - ・ おおむね⑩×0.1≧②が成立すること。
- ③ 自動車損害賠償保障法に係る患者の診療報酬
 - ・ おおむね⑩×0.1≧③が成立すること。
- ④ 公害健康被害の補償等に関する法律に係る患者の診療報酬
 - ・ おおむね⑩×0.1≧④が成立すること。

- ⑤ 健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）
- ⑥ 健康増進法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）
- ⑦ 臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額
- ⑧ 助産に係る収入金額
- ・証明申請書別紙の9表（助産にかかる収入金額）の分娩費用の額について、A又はCの金額のうちいずれか低い方の金額Dと一致すること。
- ⑨ 2号ロに掲げる基準に関する事業、国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの
- ⑩ 当該法人の医療保健業務に係る収入金額（⑨に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。）
- ※1 医療保健業務に係る収入金額には、以下に掲げるもの等は含まれないことに留意すること。
 - ・当該法人が開設又は運営する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業に係る収入及び当該法人の構成員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るもの。
 - ・会費、入会金、特別収入（寄附金収入、固定資産売却益、受取利息など）
 - ※2 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（5）に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ（6）に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）を適宜参照すること。
- また、医療保健業務に係る収入金額は、活動計算書（正味財産増減計算書）においては経常収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）、損益計算書においては事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）をいう。

（添付書類）

- ・当該医療機関の診療報酬規程の写し
- ・①から⑩の金額について確認できる書類（収支決算書、府県税事務所に提出する「医療法人等の所得金額計算書」等の写し、これらで確認できない場合は、法人帳簿類の写し等）

2. 事業等要件（平成 20 年厚生労働省告示第 297 号第 2 号）

《イに該当》又は《医師会で、ロ（1）～（6）の内 2 つ以上に該当》又は《歯科医師会で、ハ（1）～（5）の内 2 つ以上に該当》することが必要となります。

イ. 医療法第 4 条第 1 項の地域医療支援病院の開設者であること。

（添付書類）

- ・ 地域医療支援病院であることを示す都道府県知事の承認書の写し

ロ. 次の（1）から（6）のうち、いずれか 2 以上の事項に該当する医師会であること。

（1）学校医の相当数が医師会の会員である医師であること。

なお、相当数とは当該医師会の活動範囲における学校医の延べ数のおおむね 5 割とする。

（添付書類）

- ・ 法人と自治体との学校医に関する契約書等の写し
- ・ 法人の定款

（2）救急医療を提供すること。

・ 救急病院等を定める省令（昭和 39 年 2 月 20 日厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院又は救急診療所と認定され、その名称及び所在地並びに当該認定が効力を有する期限が、都道府県知事によって告示されていること。

又は在宅当番医制の運営委託など救急医療対策事業を実施していること。

（添付書類）

- ・ 救急病院等として都道府県知事によって告示されていることが確認できる書類又は救急医療対策事業を実施していることが確認できる運営委託契約書の写し

（3）医師会の会員である医師が、都道府県知事の要請又は市町村長の委託を受けて予防接種を実施していること。

・ 当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う主たる場所が、市町村長又は都道府県知事によって公告されていること。

（添付書類）

- ・ 当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う主たる場所が、市町村長又は都道府県知事によって公告されていることが確認できる書類

（4）特定保健指導・特定健康診査について保険者から委託を受けていること。

（添付書類）

- ・ 保険者との間に締結した委託契約書の写し

(5) 地域産業保健センター事業を実施していること。

(添付書類)

- ・ 法人と各都道府県労働局との間に締結した事業委託契約書の写し

(6) へき地において、巡回診療又は健康診査を実施していること。

(添付書類)

- ・ 無医地区、準無医地区及びへき地診療所が開設されている等、へき地保健医療対策が実施されている地域において巡回診療又は健康診査を実施する際の開設許可申請書等の写し

ハ. その開設する病院又は診療所が、次の(1)から(5)のうち、いずれか2以上の事項に該当する歯科医師会であること。

(1) 休日に診療を行っていること。

(添付書類)

- ・ 以下のいずれかの書類の写し

- ① 法人と自治体との休日診療に関する契約書
- ② 当該病院または診療所が休日に診療を行っていることを確認できる前年度の実績等を記した書類

なお、当該病院または診療所が、もっぱら休日（日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日、12月30日、12月31日、1月2日並びに1月3日）を表示する診療時間とする場合であっても、本項に該当するものであること。

(2) 夜間に診療を行っていること。

(添付書類)

- ・ 以下の何れかの書類の写し

- ① 法人と自治体との夜間診療に関する契約書
- ② 当該病院または診療所が夜間に診療を行っていることを確認できる前年度の実績等を記した書類

(3) 障害者に対する診療を行っていること。

(添付書類)

- ・ 以下の何れかの書類の写し

- ① 法人と自治体との障害者に対する診療に関する契約書
- ② 当該病院または診療所が障害者に対する診療を行っていることを確認できる前年度の実績等を記した書類

(4) 当該病院又は診療所に属する歯科医師が往診及び巡回診療を行っていること。

(添付書類)

・以下の何れかの書類の写し

① 法人と自治体との往診及び巡回診療に関する契約書

② 当該病院または診療所が往診及び巡回診療に関する診療を行っていることを確認できる前年度の実績等を記した書類

なお、「当該病院又は診療所に属する歯科医師」とあるのは、いわゆる当番制で往診及び巡回診療を行う歯科医師を含むものであること。

(5) 保健指導又は健康診査のうち、歯科保健に関するものを行っていること。

(添付書類)

・法人と自治体との保健指導又は健康診査に関する契約書等の写し

なお、「当該病院又は診療所に属する歯科医師」とあるのは、いわゆる当番制で保健指導又は健康診査を行う歯科医師を含むものであること。